

令和 8 年度 第 2 回 宮若市地域公共交通会議

日 時 令和 8 年 7 月 7 日（火）

1 3 : 3 0 ~

場 所 市役所本庁防災研修室

一 開 会

二 会長あいさつ

三 報告事項

四 議 事

議案 1 令和 7 年度宮若市地域公共交通会議決算について

議案 2 令和 8 年度宮若市地域公共交通会議予算（案）について

議案 3 ふれタク西部地域線の乗降ポイントの移設について

五 その他

六 閉 会

〔参考資料〕

- ・資料 1 令和 7 年度宮若市公共交通会議実績報告
- ・資料 2 令和 7 年度宮若市コミュニティバスの運行状況について（報告）
- ・資料 3 令和 8 年度宮若市地域公共交通会議委員名簿
- ・資料 4 宮若市地域公共交通会議要綱

令和 7 年度 宮若市地域公共交通会議決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	104	
4 雑入	1 雑入	1 雑入	0	0	
合 計			0	104	

(歳出)

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	摘 要
1 運営費	1 運営費	1 運営費	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	
合 計			0	0	

歳入合計	104
歳出合計	0
差引額	104

会 計 監 査 報 告

令和7年度宮若市地域公共交通会議の会計について、下記のとおり監査しましたので、その結果を報告します。

(1) 監査の日時

令和8年 6 月 19 日 (金) 13:00
令和8年 6 月 23 日 (火) 15:45

(2) 監査の場所

宮若市役所

(3) 監査の対象

宮若市地域公共交通会議会計簿

(4) 監査の結果

預金通帳、関係書類等の提出を求め監査した結果、決算書のとおり相違ないことを確認しましたので、報告します。

令和8年 6 月 23 日

監査委員

松川 公彦



監査委員

伊藤 氏支



令和 8 年度 宮若市地域公共交通会議予算書（案）

（歳入）

（単位：円）

款	項	目	金 額	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	104	
合 計			104	

（歳出）

（単位：円）

款	項	目	金 額	摘 要
1 運営費	1 運営費	1 運営費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	104	
合 計			104	

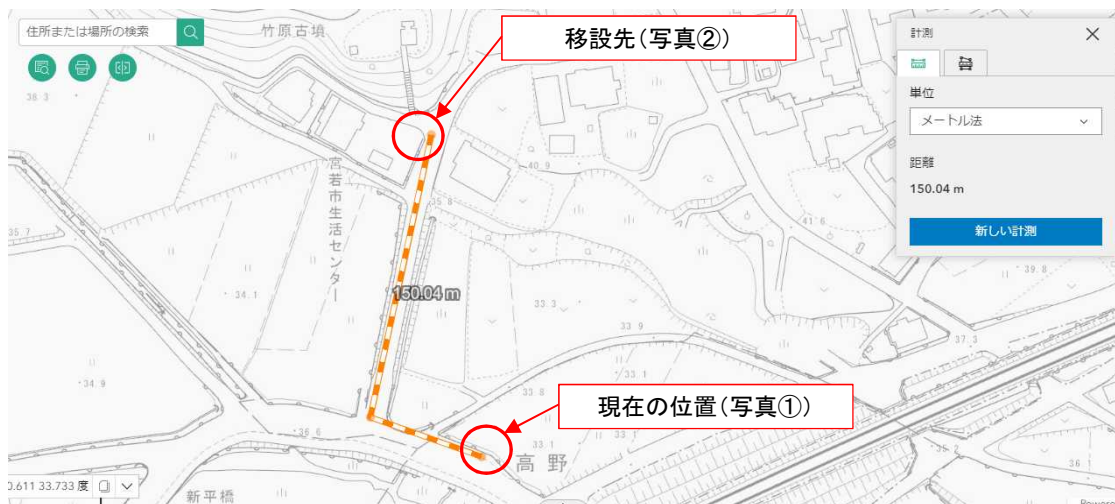
歳入合計	104 円
歳出合計	104 円
差引	0 円

西部地域線の乗降ポイントの移設について

No.	項 目	内 容
1	内 容	西部地域線の乗降ポイント「竹原古墳」を現在の位置(竹原741-5)から、竹原古墳に近接する位置(竹原734-3)へ移設する。
2	理 由	「竹原古墳」の名称で乗降ポイントが存在しているが、これは旧国鉄・JR九州バス時代からの名残で現位置にあるもので、実際の竹原古墳からは約150mの距離があり、また、住宅もその竹原古墳付近に密集していることから、「竹原古墳」の乗降ポイントを移設する。 現在地 竹原741-5 移設先 竹原734-3
3	移 設 ポ イ ン ト 位 置 図	別紙のとおり
4	現 地 写 真	別紙のとおり
5	移 設 後 運 行 開 始 時 期	令和8年8月1日
6	交 通 手 段	予約制区域運行
7	運 行 区 域	西部地域
8	料 金 表 及 び 運 行 時 間	別紙のとおり
9	乗降ポイントの 位置及び名称	別紙のとおり
10	運 行 事 業 者	松川タクシー株式会社
11	車 両	トヨタ ノア 2台 トヨタ ノア(車椅子専用車両) 1台

竹原古墳

位置図



現地写真

現在の位置(写真①)
竹原741-5



移設先(写真②)
竹原734-3



西部地域線料金表

区分		運賃
大人	16歳(高校生)以上	1乗車につき300円
小児	4歳以上16歳未満(中学生含む)	1乗車につき150円
幼児	4歳未満	無料

- ・小学生未満で保護者が同伴の場合は無料
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳持参の方は半額
- ・障がい者手帳アプリ(ミライロID)の提示の方は半額
- ・回数券が利用できます。

西部地域線運行時間

運行時間	平日・土曜日 8:00～12:00、13:00～17:00
運行日	平日・土曜日 (日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休)
対象者	事前登録を行った宮若市民に限る
予約方法	利用日の1週間前～当日1時間前まで(電話)(アプリ)(LINE)
乗降制限	○みやわかの郷⇄保健センターパレット⇄黒目橋⇄福丸コミュニティセンター⇄JR福丸バス停⇄若宮コミュニティセンター⇄筑前芹田⇄羅漢橋⇄太蔵西⇄JR宮田バス停⇄脇田温泉口の相互間利用は不可。

別紙
乗降ポイントの名称及び位置
系統名：西部地域線

○乗降ポイントについて
乗降ポイントの設置については、基本方針は、区域運行利用のハードルを下げることを目的として、既存のバス停及び地域の公民館、市の施設を乗降ポイントとして設定する。
ただし、以下の乗降ポイントの予約は受けないこととする。
【脇田温泉口】、【みやわかの郷】、【保健センターパレット】、【黒目橋】、【福丸コミュニティセンター】、【JR福丸バス停】、【若宮コミュニティセンター】、【筑前芹田】、【羅漢橋】、【太蔵西】、【JR宮田バス停】、の相互間での利用は不可。

名 称	位 置
JR 福 丸 バ ス 停	往： 宮若市福丸296-18 復： 宮若市福丸296-18
錦 町	往： 宮若市福丸296-36 復： 宮若市福丸296-36
下 金 生	往： 宮若市福丸132 復： 宮若市福丸132
中 小 路	往： 宮若市金生283-5 復： 宮若市金生283-5
下 鉛	往： 宮若市下330 復： 宮若市下330
下 公 民 館 前	往： 宮若市下279-2 復： 宮若市下279-2
筑 前 下	往： 宮若市下715-3 復： 宮若市下715-3
庄 屋 村	往： 宮若市下1320 復： 宮若市下1320
東 禅 寺 谷	往： 宮若市湯原127-5 復： 宮若市湯原127-5
東 岩 倉	往： 宮若市湯原766-8 復： 宮若市湯原766-8
湯 原 改 善 セ ン タ ー 前	往： 宮若市湯原946-3 復： 宮若市湯原946-3
大 道	往： 宮若市湯原1387-2 復： 宮若市湯原1387-2
山 の 口 下	往： 宮若市湯原1425-3 復： 宮若市湯原1425-3
山 の 口 上	往： 宮若市湯原2225-5 復： 宮若市湯原2225-5
脇 田 温 泉 口	往： 宮若市脇田464 復： 宮若市脇田464
大 徳	往： 宮若市脇田755-2 復： 宮若市脇田755-2
乙 野 団 地	往： 宮若市乙野336-3 復： 宮若市乙野336-3
乙 野	往： 宮若市乙野771-3 復： 宮若市乙野771-3
草 場	往： 宮若市乙野1624-4 復： 宮若市乙野1624-4
清 水 口	往： 宮若市黒丸1285-2 復： 宮若市黒丸1285-2
黒 丸 橋	往： 宮若市黒丸834-8 復： 宮若市黒丸834-8

名 称	位 置
竹 原 公 民 館	往： 宮若市竹原382-2 復： 宮若市竹原382-2
高 野 公 民 館	往： 宮若市高野259-2 復： 宮若市高野259-2
平 公 民 館	往： 宮若市平793-1 復： 宮若市平793-1
宮 永 公 民 館	往： 宮若市宮永1085-2 復： 宮若市宮永1085-2
乙 野 公 民 館	往： 宮若市乙野761-5 復： 宮若市乙野761-5
沼 口 公 民 館	往： 宮若市沼口1115-1 復： 宮若市沼口1115-1
小 原 公 民 館	往： 宮若市山口780-8 復： 宮若市山口780-8
里 公 民 館	往： 宮若市山口1721 復： 宮若市山口1721
浅 ケ 谷 公 民 館	往： 宮若市山口5172-1 復： 宮若市山口5172-1
稲 光 公 民 館	往： 宮若市稲光772-4 復： 宮若市稲光772-4
三 軒 屋	往： 宮若市山口5041-2 復： 宮若市山口5041-2
見 坂	往： 宮若市山口5262-3先 復： 宮若市山口5262-3先
猫 塚 公 園 前	往： 宮若市山口4398-2先 復： 宮若市山口4398-2先
阿 弥 陀 前	往： 宮若市山口4637-4 復： 宮若市山口4637-4
若 宮 IC 前	往： 宮若市沼口565-8 復： 宮若市沼口565-8
若 宮 コミュニティセンター	往： 福丸272-1 復： 福丸272-1
中 集 会 所	往： 宮若市稲光1215-3 復： 宮若市稲光1215-3
西 鞍 の 丘 運 動 公 園	往： 宮若市乙野564-1 復： 宮若市乙野564-1
下 隣 保 館	往： 宮若市下479-3 復： 宮若市下479-3
乙 藤 多 目 的 集 会 所	往： 宮若市下885-2 復： 宮若市下885-2
保 健 セ ン タ ー パ レ ッ ト	往： 宮若市金生1062-1 復： 宮若市金生1062-1

別紙
乗降ポイントの名称及び位置
系統名：西部地域線

○乗降ポイントについて
乗降ポイントの設置については、基本方針は、区域運行利用のハードルを下げることを目的として、既存のバス停及び地域の公民館、市の施設を乗降ポイントとして設定する。
ただし、以下の乗降ポイントの予約は受けないこととする。
【脇田温泉口】、【みやわかの郷】、【保健センターパレット】、【黒目橋】、【福丸コミュニティセンター】、【JR福丸バス停】、【若宮コミュニティセンター】、【筑前芹田】、【羅漢橋】、【太蔵西】、【JR宮田バス停】、の相互間での利用は不可。

名 称	位 置
宮 永 橋	往： 宮若市宮永81-7 復： 宮若市宮永81-7
旧 西 校 前	往： 宮若市宮永4-2 復： 宮若市宮永4-2
旧 中 農 協 前	往： 宮若市稲光1199-1 復： 宮若市稲光1199-1
平 橋	往： 宮若市平106-2 復： 宮若市平106-2
竹 原 古 墳	往： 宮若市竹原734-3 復： 宮若市竹原734-3
竹 原	往： 宮若市竹原527-1 復： 宮若市竹原527-1
竹 原 口	往： 宮若市竹原374-2 復： 宮若市竹原374-2
黒 目 橋	往： 宮若市竹原298-6 復： 宮若市竹原298-6
福 丸 橋	往： 宮若市竹原328-2 復： 宮若市竹原328-2
竹 原 橋	往： 福岡県宮若市竹原64-1先 復： 福岡県宮若市竹原64-1先
福 礼 橋	往： 福岡県宮若市沼口96-3先 復： 福岡県宮若市沼口98-8先
沼 口	往： 福岡県宮若市沼口869-1先 復： 福岡県宮若市沼口867-4先
樋 渡	往： 福岡県宮若市沼口658-1先 復： 福岡県宮若市沼口656先
小 原 橋	往： 福岡県宮若市山口1306-8先 復： 福岡県宮若市山口1256-2先
奥 の 前	往： 福岡県宮若市山口2560-17先 復： 福岡県宮若市山口2557-9先
野 中 公 民 館	往： 福岡県宮若市山口3000-1先 復： 福岡県宮若市山口3000-1先
原 の 前	往： 福岡県宮若市山口4295-4先 復： 福岡県宮若市山口4297-1先
山 下 橋	往： 福岡県宮若市山口4234-4先 復： 福岡県宮若市山口4234-4先
桐 ノ 木	往： 福岡県宮若市山口3261 復： 福岡県宮若市山口3261
向 田 隣 保 館	往： 宮若市福丸594-3 復： 宮若市福丸594-3
下 稲 光 防 火 水 槽 前	往： 宮若市稲光1087-2先 復： 宮若市稲光1087-2先
市 役 所 西 口	往： 宮若市宮田67-2 復： 宮若市宮田67-2
太 蔵 西	往： 宮若市宮田4793-6 復： 宮若市宮田4793-6
羅 漢 橋	往： 宮若市長井鶴204-2-6 復： 宮若市長井鶴204-2-3

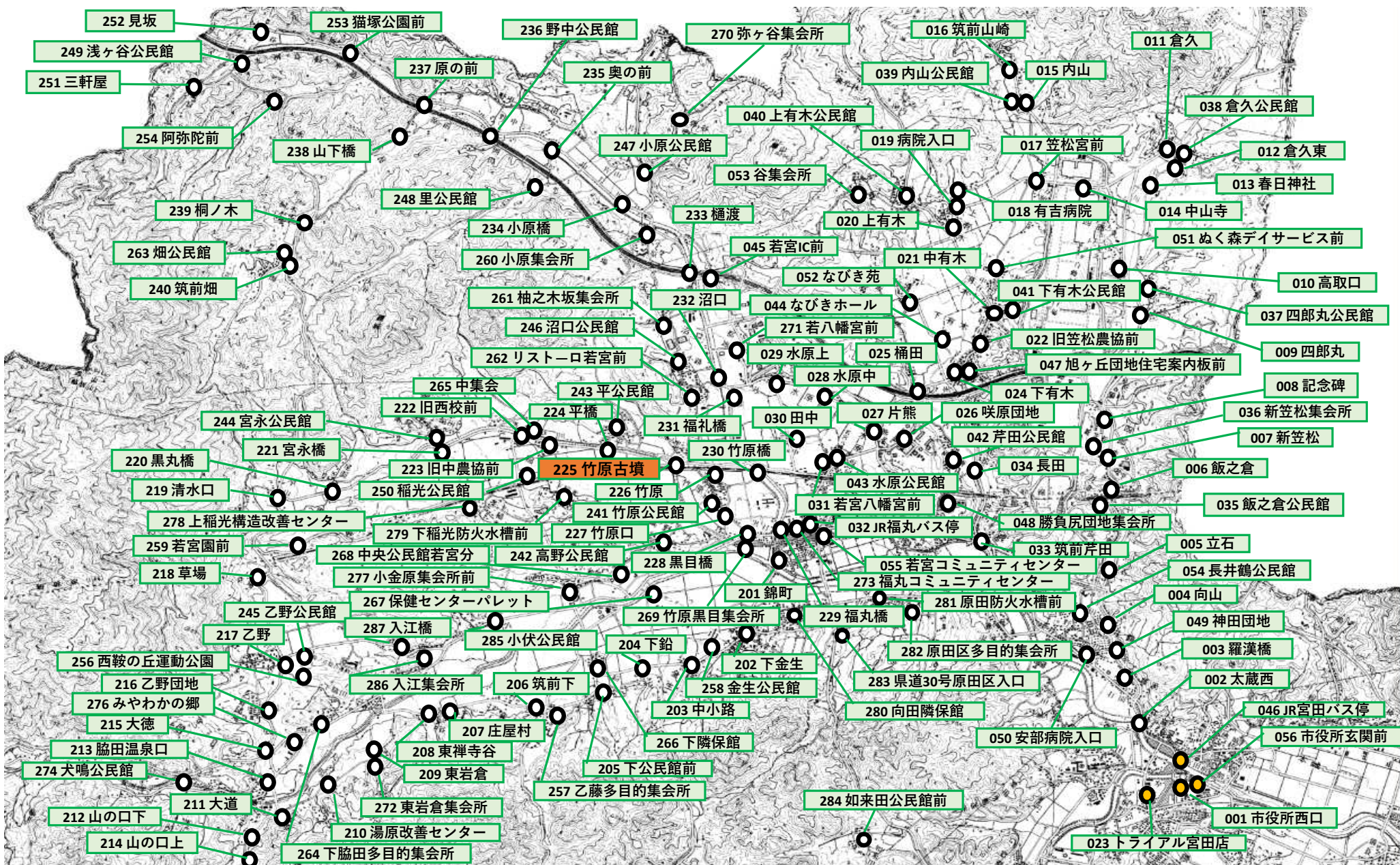
名 称	位 置
金 生 公 民 館	往： 宮若市金生582-3 復： 宮若市金生582-3
中央 公 民 館 若 宮 分 館	往： 宮若市高野572 復： 宮若市高野572
若 宮 園 前	往： 宮若市乙野1465先 復： 宮若市乙野1465先
竹 原 黒 目 集 会 所	往： 宮若市福丸417-2 復： 宮若市福丸417-2
小 原 集 会 所	往： 宮若市山口604-1先 復： 宮若市山口604-1先
弥 ヶ 谷 集 会 所	往： 宮若市山口6178-2先 復： 宮若市山口6178-2先
柚 之 木 坂 集 会 所	往： 宮若市沼口1424-5先 復： 宮若市沼口1424-5先
若 八 幡 宮 前	往： 宮若市沼口195先 復： 宮若市沼口195先
リストー口 若 宮 前	往： 宮若市沼口958先 復： 宮若市沼口958先
東 岩 倉 集 会 所	往： 宮若市湯原771-5 復： 宮若市湯原771-5
畑 公 民 館	往： 宮若市山口3291-1先 復： 宮若市山口3291-1先
福 丸 公 民 館	往： 宮若市福丸294-1先 復： 宮若市福丸294-1先
下 脇 田 多 目 的 集 会 所	往： 宮若市脇田252-2 復： 宮若市脇田252-2
犬 鳴 公 民 館	往： 宮若市脇田1809-5先 復： 宮若市脇田1809-5先
筑 前 畑	往： 福岡県宮若市山口3325-1 復： 福岡県宮若市山口3325-1
み や わ か の 郷	往： 宮若市脇田354-1 復： 宮若市脇田354-1
小 金 原 集 会 所 前	往： 宮若市小伏1775-4 復： 宮若市小伏1775-4
上 稲 光 構 造 改 善 セ ン タ	往： 宮若市稲光211-1 復： 宮若市稲光211-1
原 田 防 火 水 槽 前	往： 宮若市原田1236 復： 宮若市原田1236
原 田 区 多 目 的 集 会 所	往： 宮若市原田1286 復： 宮若市原田1286
県 道 30 号 原 田 区 入 口	往： 宮若市原田1820-2 復： 宮若市原田1820-2
水 原 上	往： 宮若市水原912-7 復： 宮若市水原912-7
田 中	往： 宮若市水原470-4 復： 宮若市水原470-4
若 宮 八 幡 宮 前	往： 宮若市水原396-3 復： 宮若市水原396-3

別紙
乗降ポイントの名称及び位置
系統名：西部地域線

○乗降ポイントについて
乗降ポイントの設置については、基本方針は、区域運行利用のハードルを下げることを目的として、既存のバス停及び地域の公民館、市の施設を乗降ポイントとして設定する。
ただし、以下の乗降ポイントの予約は受けないこととする。
【脇田温泉口】、【みやわかの郷】、【保健センターパレット】、【黒目橋】、【福丸コミュニティセンター】、【JR福丸バス停】、【若宮コミュニティセンター】、【筑前芹田】、【羅漢橋】、【太蔵西】、【JR宮田バス停】、の相互間での利用は不可。

名 称	位 置
向 山	往： 宮若市宮田4470-1先 復： 宮若市宮田4470-1先
立 石	往： 宮若市四郎丸14-2先 復： 宮若市四郎丸14-2先
飯 之 倉	往： 宮若市四郎丸401-6 復： 宮若市四郎丸356-5
新 笠 松	往： 宮若市四郎丸490-6 復： 宮若市四郎丸544-2
記 念 碑	往： 宮若市四郎丸616-1 復： 宮若市四郎丸616-1
四 郎 丸	往： 宮若市四郎丸922-6 復： 宮若市四郎丸922-7
高 取 口	往： 宮若市四郎丸1237-8 復： 宮若市四郎丸1237-1
倉 久	往： 宮若市倉久1856-6 復： 宮若市倉久1856-6
倉 久 東	往： 宮若市倉久208-2 復： 宮若市倉久208-2
春 日 神 社	往： 宮若市倉久2226-7 復： 宮若市倉久2226-7
中 山 寺	往： 宮若市四郎丸1430-4 復： 宮若市四郎丸1430-4
内 山	往： 宮若市倉久2528-5 復： 宮若市倉久2528-5
筑 前 山 崎	往： 宮若市倉久3176-2 復： 宮若市倉久3176-2
笠 松 宮 前	往： 宮若市四郎丸1656-7 復： 宮若市四郎丸1612-13
有 吉 病 院	往： 宮若市上有木399-4 復： 宮若市上有木399-4
病 院 入 口	往： 宮若市上有木204-6 復： 宮若市上有木204-6
上 有 木	往： 宮若市上有木486-2 復： 宮若市上有木486-2
中 有 木	往： 宮若市下有木1054 復： 宮若市下有木1054
旧 笠 松 農 協 前	往： 宮若市下有木884-4 復： 宮若市下有木884-4
下 有 木	往： 宮若市下有木328-3 復： 宮若市下有木328-3
桶 田	往： 宮若市下有木472先 復： 宮若市下有木472先
咲 原 団 地	往： 宮若市水原586先 復： 宮若市水原586先
片 熊	往： 宮若市水原317-5 復： 宮若市水原317-5
水 原 中	往： 宮若市水原665-6 復： 宮若市水原665-6

名 称	位 置
筑 前 芹 田	往： 宮若市芹田22-3 復： 宮若市芹田24-16
長 田	往： 宮若市芹田126-4先 復： 宮若市芹田126-4先
飯 之 倉 公 民 館	往： 宮若市四郎丸305-1 復： 宮若市四郎丸305-1
新 笠 松 集 会 所	往： 宮若市四郎丸601 復： 宮若市四郎丸601
四 郎 丸 公 民 館	往： 宮若市四郎丸1023-3 復： 宮若市四郎丸1023-3
倉 久 公 民 館	往： 宮若市倉久221-1 復： 宮若市倉久221-1
内 山 公 民 館	往： 宮若市倉久3061-1 復： 宮若市倉久3061-1
上 有 木 公 民 館	往： 宮若市上有木812-1 復： 宮若市上有木812-1
下 有 木 公 民 館	往： 宮若市下有木1043-9 復： 宮若市下有木1043-9
芹 田 公 民 館	往： 宮若市芹田743-3 復： 宮若市芹田743-3
水 原 公 民 館	往： 宮若市水原396-1 復： 宮若市水原396-1
な び き ホ ー ル	往： 宮若市下有木786 復： 宮若市下有木786
トライアル宮田店	往： 宮若市宮田109-1 復： 宮若市宮田109-1
市 役 所 玄 関 口	往： 宮若市宮田29-1 復： 宮若市宮田29-1
旭ヶ丘団地住宅案内板前	往： 宮若市下有木159-4先 復： 宮若市下有木159-4先
ぬく森デイサービス前	往： 宮若市下有木1242-3 復： 宮若市下有木1242-3
な び き 苑	往： 宮若市下有木1453-2 復： 宮若市下有木1453-2
勝負尻団地集会所	往： 宮若市芹田790-1 復： 宮若市芹田790-1
谷 集 会 所	往： 宮若市上有木1633-2 復： 宮若市上有木1633-2
神 田 団 地	往： 宮若市長井鶴257-19 復： 宮若市長井鶴257-19
長 井 鶴 公 民 館	往： 宮若市長井鶴358-2 復： 宮若市長井鶴358-2
安 部 病 院 入 口	往： 宮若市長井鶴247-5 復： 宮若市長井鶴247-5
JR 宮 田 バ ス 停	往： 宮若市宮田4813 復： 宮若市宮田4813
小 伏 公 民 館	往： 宮若市小伏1470 復： 宮若市小伏1470
入 江 集 会 所	往： 宮若市小伏296-3 復： 宮若市小伏296-3
入 江 橋	往： 宮若市小伏706-2 復： 宮若市小伏706-2



令和7年度 宮若市地域公共交通会議 実績報告

回	実施日	場所	事項
1	令和7年6月27日(金)	宮若市中央公民館 学習室	①宮田・小竹線に関する令和8年度地域公共交通確保維持事業について
			②令和6年度宮若市地域公共交通会議決算について
			③令和7年度宮若市地域公共交通会議予算(案)について
			④宮若・宗像線における時刻表の変更について
			⑤ふれタク西部地域線の乗降ポイントの追加について
2	令和7年9月19日(金)	(書面)	①鞍手町コミュニティバス「すまいるバス みやわか線」の運行体制(案)
3	令和8年1月7日(水)	(書面)	①ふれタク 東部地域線の乗降ポイントの増設について
			②コミュニティバス 宮若・宗像線の時刻表の変更について
			○公共交通利便性向上のためのアンケート調査結果報告
4	令和8年1月26日(月)	宮若市役所 防災研修室	①鞍手町運行「すまいるバス」(みやわか線)の運行事業者及び系統の変更(案)
			○令和7年度地域公共交通確保維持事業(宮田・小竹線フィーダー系統補助金交付申請)の経過について報告

報 告

令和 7 年度宮若市コミュニティバス
の運行状況について

宮若市コミュニティバス・乗合タクシー利用者数推移（直近3か年）

数値：人

公共交通体系	路線名		運行便数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考（令和5年度以降の主な動き）
市内 コミュニティ バス	1	宮田・百合野線	平日のみ6便 （朝：往路2便、夕方：復路4便）	9,044	8,245	8,198	
市外接続 コミュニティ バス	2	宮若・飯塚線	平日10便、土日祝6便 12/29～1/3は祝日ダイヤ	13,809	14,269	14,199	
	3	（～R7.3月末）福間線 （R7.4～）宮若・宗像線	平日10便、土日祝8便 12/29～1/3は祝日ダイヤ ※福間線は土日祝6便	7,019	6,849	4,635	（福間線）令和7年3月末廃止 （宮若・宗像線）令和7年4月開始
予約制乗合 タクシー	4	宮田・小竹線	平日8便・土日祝4便 （片道1便のみ別系統） 12/29～1/3は運休	1,260	1,600	623	令和7年4月1日、事前予約制に変更
	5	日吉線	平日10便（朝：往路6便、夕方：復路4便） 土曜6便（朝：往路4便、夕方：復路2便）	707	799	165	令和7年4月1日、一部定期運行から 全便事前予約制に変更
AIデマンド タクシー	6	西部地域線	運行日時：平日・土曜日 8:00～12:00、13:00～17:00 運休日：日・祝日（西部地域線のみ）	5,313	7,178	7,552	笠松地域線及び清水地域線（いずれ も令和3年1月25日開始）を 令和5年4月1日統合して西部地域線
	7	東部地域線	年末年始（12/29～1/3）	12,322	12,627	13,078	
市コミュニティバス合計				49,474	51,567	48,450	
宮若市の人口（各年度末現在）				26,383	25,910	25,400	
（参考）上段：旧宮田町域人口				17,662	17,322	16,903	
下段：旧若宮町域人口				8,721	8,588	8,497	
市民1人当たりの利用回数（参考値）				1.88回／人	1.99回／人	1.91回／人	

令和7年度 運行状況一覧

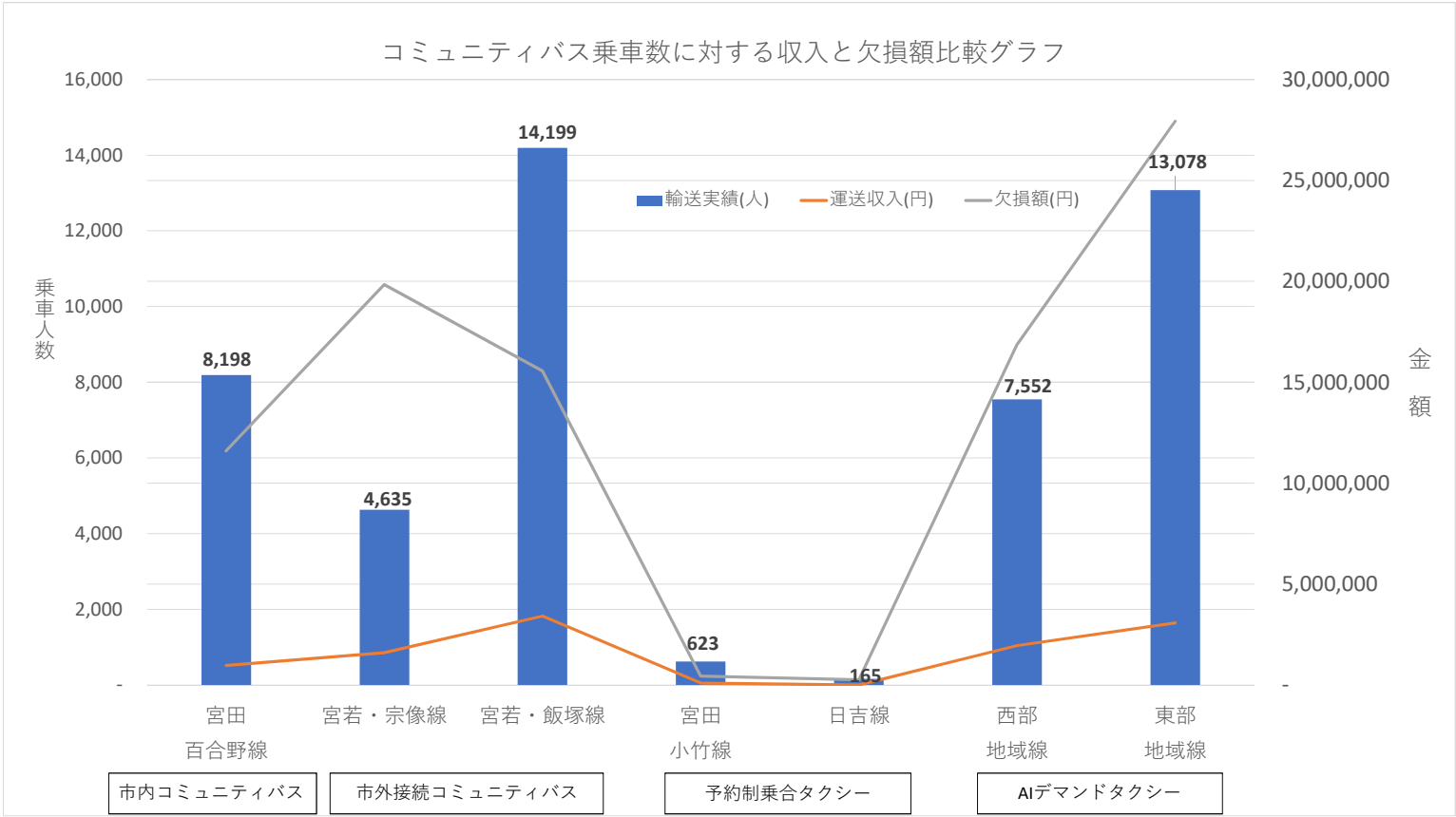
宮若市交通体系	バス路線	輸送実績 (人)	運賃収入 (円)	回数券 販売実績 (車内)	回数券 販売実績 (市役所販売)	定期券 販売実績 (円)	運送収入(円) 【A】	運送経費(円) 【B】	国庫補助 (戻入) 【C】	欠損額(円) 【B - (A + C)】	経費合計 ①	収支率	歳 (県)	入 (他市)
市内コミュニティバス	1 宮田・百合野線	8,198	498,030	30,100	407,300	41,160	976,590	12,573,000	0	11,596,410	92,535,581	7.77%	0	
市外接続 コミュニティバス	2 宮若・飯塚線 (飯塚市と共同運行)	14,199	3,072,480			351,240	3,423,720	18,980,000	0	15,556,280		18.04%	0	7,105,000
	3 宮若・宗像線 (宗像市と共同運行)	4,635	1,587,240			19,080	1,606,320	21,452,211	0	19,845,891		7.49%	0	7,809,000
予約制乗合タクシー	4 宮田・小竹線	623	26,360	※注	38,500	33,750	98,610	554,736	0	456,126		17.78%	0	
	5 日吉線	165	0	※注	8,000	0	8,000	273,000	0	265,000		2.93%	0	
AIデマンドタクシー	6 西部地域線	7,552	1,405,650	393,000	160,300		1,958,950	18,841,362	0	16,882,412		10.40%	0	
	7 東部地域線	13,078	1,710,350	1,235,000	148,500		3,093,850	31,027,312	0	27,933,462		9.97%	0	
合 計		48,450	8,300,110	1,658,100	762,600	445,230	11,166,040	103,701,621	0	92,535,581		10.77%	0	14,914,000

※注…宮田・小竹線、日吉線での回数券車内販売は未実施

補助もしくは費用負担額

鞍手町コミュニティバス	8 みやわか線	2,430,527 ②
民間路線バス	9 JR九州バス (株)	10,000,000 ③

経費総合計額 (① + ② + ③)	104,966,108
-----------------------	-------------



令和 7 年度ふれタク新設乗降ポイントの利用状況

○令和 7 年 8 月 1 日利用開始（令和 7 年 6 月 2 7 日 地域公共交通会議承認）

西部地域線

	令和7年度 (8月～3月) 乗降数	(参考) 令和7年度 (8月～3月のみ) 乗降数順位
小伏公民館	54人	40/141
入江集会所	9人	80/141
入江橋	0人	—

○令和 8 年 2 月 1 日利用開始（令和 8 年 1 月 7 日 地域公共交通会議承認）

東部地域線

	令和7年度 (2月・3月) 乗降数	(参考) 令和7年度 (2月・3月のみ) 乗降数順位
百合野団地上	38人	36/90
照陽園	24人	46/90

令和 8 年度 宮若市地域公共交通会議委員名簿

R8.7.7現在

委 員 区 分 (宮若市地域公共交通会議要綱 第 3 条各号委員)		委 員 名	所 属	職 名	任 期 (自)	任期 (至)
1	宮若市長又はその指名する者	柴 田 裕 美 子	宮若市役所	宮 若 市 長	～	令和 9 年 8 月 3 1 日
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	吉 住 信 哉	J R 九州バス株式会社	常 務 取 締 役 企 画 運 輸 部 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		青 木 明 生	西鉄バス筑豊株式会社	直 方 支 社 社 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		伊 藤 太 志	株式会社筑豊観光	代 表 取 締 役	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		園 田 幸 太	誠心物流株式会社	運 行 管 理 者	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
3	一般旅客自動車運送事業者	堀 竜 王	MG タクシー株式会社	常 務 取 締 役	令和 8 年 6 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
4	一般社団法人福岡県タクシー協会	松 川 公 彦	筑豊地区タクシー協会	理 事	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
5	一般社団法人福岡県バス協会	河 津 隆 幸	一般社団法人 福岡県バス協会	専 務 理 事	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
6	住民又は利用者の代表	小 野 裕 幸	宮若市自治会長会	副 会 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		毛 利 輝 海	宮若市老人クラブ連合会	理 事	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		村 上 文 男	宮若市社会福祉協議会	会 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		香 川 哲 也	宮若市 P T A 連合会	宮 田 南 小 学 会 校 長 P T A 会	令和 8 年 6 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
7	九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者	永 松 靖 二	九州運輸局福岡運輸支局	支 局 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
8	一般旅客自動車等の運転者が組織する団体	角 当 智 重	J R 九州バス労働組合	執 行 委 員 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
9	道路管理者、福岡県警察その他の 交通会議の運営上必要と認められる者	梅 崎 圭 一 郎	福岡県直方 県土整備事務所	地 域 整 備 主 幹	令和 8 年 6 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		矢 野 詩 子	直方警察署 交通課	交 通 課 交 通 総 務 係 長	令和 8 年 6 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		安 成 健 一 郎	福岡県市町村・地域振興 部 空港・交通政策局	交 通 政 策 課 長 補 佐	令和 8 年 6 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		古 賀 佳 代	小竹町役場	企 画 調 整 課 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
		齊 藤 潔	宮若市役所	産 業 観 光 課 長	令和 7 年 9 月 1 日	～ 令和 9 年 8 月 3 1 日
10	学識経験者	井 上 信 昭		学 識 経 験 者	令和 7 年 4 月 1 日	～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

○宮若市地域公共交通会議要綱

平成19年8月9日

告示第172号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため、宮若市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗客旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性に関する事項
- (3) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (4) 地域公共交通計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「交通計画等」という。）の作成及び変更に関する事項
- (5) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画等に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 宮若市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般社団法人福岡県タクシー協会の代表
- (5) 一般社団法人福岡県バス協会の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車等の運転者が組織する団体の代表
- (9) 道路管理者、福岡県警察その他の交通会議の運営上必要と認められる者
- (10) 学識経験者

2 前項第2号から第9号までに掲げる委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても委員となった時の身

分を失った場合は、委員の任を解かれたものとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任できるものとする。

(運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は第3条第1項第1号に規定する委員をもってこれを充て、副会長はその他の委員のうちから会長がこれを指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議は、必要に応じて会長が招集する。

6 会議の議長は、第3条第1項第2号から第10号までに掲げる委員から会長がこれを指名する。

7 会議の議決の方法は、原則として全会一致とする。ただし、これにより難いときは出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会議は、旅客の利便性を損なわないと会議で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

9 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

10 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認めるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第6条 会議において協議が調った事項については、委員は、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(監査)

第7条 会議は、監事を置くものとし、その定数は2人以内とする。

2 会議の出納監査は、会長が指名する監事によって行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議の運営に関し、次の事項を協議するため、幹事会を設置することができる。

(1) バス路線の休廃止の申出に対する対応

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で次の事項に関すること。

ア 事業計画（ただし、大規模な休廃止等を除く。）の変更

イ その他必要と認められる措置の変更

- 2 幹事会は、会長の指名する者をもって構成する。
- 3 幹事会の代表は、地域公共交通に関する事務の担当課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、会長の意見を聞いて、代表が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会における会議の経過及び結果については、会長及び交通会議に報告する。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会の代表が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、地域公共交通に関する事務の担当課長において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月17日告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第61号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日告示第256号）

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第91号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第76号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第58号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第78号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月1日告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。